

## 令和7年 第9回農業委員会議事録

令和7年9月25日午前10時00分に第9回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

	2番	近藤 剛	3番	沼澤 克己	
4番	五十嵐 純一	5番	西塚 孝也	6番	西塚 孝也
7番	高橋 央	8番	星川 敬夫	9番	大崎 清孝
10番	後藤 一彦	11番	本間 俊悦	12番	伊勢村 孝之
13番	石川 富士太郎	14番	笹原 光政	15番	小松 栄作
16番	齋藤 吉勝	17番	山口 栄子	18番	鈴木 藤光
19番	星川 礼子				

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

6番（西塚 孝也） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 報第12号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について   |
| 議第34号 | 農地法第3条の規定による許可申請について       |
| 議第35号 | 非農地証明願について                 |
| 議第36号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |

## 令和7年 第9回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和7年第9回通常総会を9月25日（木）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。6番西塚孝也委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。天気の良かった夏も過ぎて、稲刈りが始まったと同時に雨の日が続いて、みなさん稲刈りに大変苦勞していると思いますけれども、けがや事故のないよう十分注意して、作業を進めるようお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和6年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番大崎清孝委員、10番後藤一彦委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第12号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告

いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は5件であり、全て貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人への売買が4件、別人への貸借が1件です。

No.1と2の関連が、次の議第34号のNo.1になります。No.4の関連が議第34号のNo.2になります。No.5の関連が議第34号のNo.8となります。No.3の次の申請は後日の予定とことです。

以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第16号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が4件です。

3頁から4頁までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが1件、高齢化による経営縮小が2件、世帯を別にする子への贈与が1件です。有償移転の際、備考欄に売買価格と10a単価を記載しておりますが、No.4については、令和6年2月の集積計画で同じ受人と渡人が隣接地の田だけを売買したんですけれども、畑が抜けてしまっていたということで、そちらに含めるような形で今回申請させてほしいとの申出があったため、備考欄には金額を抜いております。なお、その時の売買代金ですが、全体で100,000円とのことでした。

5頁からは賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが1件、労力不足によるものが2件、相手方の要望によるものが1件です。このうちNo.8とNo.9が来年春からデビューする新規就農者ですいかを作付けする予定です。

No.1からNo.9は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、農業関係法令の種苗法の育成者権違反や農薬取締法の違反、農振法、農地法違反がないと申告を受けております。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がりましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第34号を採決いたしま

す。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第35号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第2班主任、星川敬夫委員の報告・説明を求めます。

(8番 星川敬夫委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第36号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第2班主任、星川敬夫委員の報告・説明を求めます。

(8番 星川敬夫委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時17分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年9月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_